

労働安全衛生に関するコンサルタント業務についてご依頼者のご参考とするために、業務と報酬(※)を紹介します。

なお、ご依頼者と各業務のコンサルタントの間で実際の報酬額には、かなり差がある場合もあります。これは、それぞれの業務内容等に差があるためであり、その具体的業務内容に応じて、双方の合意に基づいて報酬額が決定されるのが適切であると考えためです。(このため、ご依頼者のご要望が広範囲の場合は、次の最高額を上回ることもあります。)

(※)医師、歯科医師等の業務は含まれていませんので、別途相談になります。

1. 顧問業務

ご依頼元事業所様の顧問として、原則1年以上継続して、労働安全衛生に関する相談および指導を行うものです。

(相談回数・指導回数等は当事者間で調整)

(表示額は契約金額(消費税10%含む)月額)

従業員数(派遣労働者等を含む)	最低	標準	最高
30人以下	3万3千円	8万8千円	16万5千円
31人以上 49人以下	5万5千円	11万円	18万7千円
50人以上 99人以下	7万7千円	13万2千円	22万円
100人以上 499人以下	8万8千円	22万円	33万円
500人以上	16万5千円	33万円	38万5千円

2. 安全衛生診断

事業所様のご依頼をいただき、労働安全衛生法等のコンプライアンス状況および安全衛生水準の診断を行います。

例：安全衛生管理体制・規定類の書類調査および現場調査(作業場巡視)。後日、診断結果の説明
(表示額は契約金額(消費税10%含む)1件当たり)

最低	標準	最高
3万3千円/件	11万円/件	16万5千円/件

3. 安全衛生指導

事業所様のご依頼をいただき、労働安全衛生に関するパトロールおよび労働災害防止指導を行います。

例：労働安全衛生に関するパトロール

労働災害防止対策の指導

作業環境改善の指導など

(表示額は契約金額(消費税10%含む)日額及び1件当たり)

最低	標準	最高
3万3千円/日	8万8千円/日	13万2千円/日
5万5千円/件	11万円/件	16万5千円/件

4. 労働安全衛生改善計画作成支援

事業所様のご依頼をいただき、労働安全衛生に関する改善計画の作成指導を行います。

例：安特および衛特に指定された場合の指導

(表示額は契約金額(消費税10%含む)1件当たり)

最低	標準	最高
8万8千円/件	11万円/件	19万8千円/件

5. 教育訓練

事業所様のご依頼をいただき、法定教育など労働安全衛生に関する教育訓練を行います。

例：職長教育、各種特別教育、雇い入れ時安全衛生教育、リスクアセスメント導入教育等

(表示額は契約金額(消費税10%含む)日額)

最低	標準	最高
5万5千円/日	11万円/日	16万5千円/日

6. 安全衛生講演

事業所様のご依頼に基づき、安全衛生大会等で講演を行います。

(表示額は契約金額(消費税 10%含む)1 回当たり)

最低	標準	最高
5 万 5 千円/回	8 万 8 千円/回	11 万円/回

7. 管理規定等作成業務

事業所様のご依頼に基づく労働安全および労働衛生に関する管理規定等を作成します。

(表示額は契約金額(消費税 10%含む)1 件当たり)

最低	標準	最高
5 万 5 千円/件	11 万円/件	16 万 5 千円/件

8. 作業手順書作成支援業務

事業所様のご依頼に基づき、作業手順書の評価および、作業手順書等の作成に関するアドバイスをを行います。

(表示額は契約金額(消費税 10%含む)日額)

最低	標準	最高
6 万 6 千円/日	9 万 9 千円/日	13 万 2 千円/日

9. 旅費、宿泊費および日当

事業所様のご依頼に基づき、旅費・宿泊費など、コンサルティング業務の遂行上、必要な旅費等は、業務のほかに別途申し受けします。

- ① 交通費:事務所から目的地までの往復の交通費の実費(鉄道、航空機、船、バス、タクシー等)
- ② 宿泊費:目的地までの距離が 100km 以上で、業務の内容により前泊、後泊した場合の宿泊
- ③ 日当:前泊が伴う日当は 2.5 万円/宿泊
- ④ 自動車使用時の交通費は、50 円/1km(往復分の距離×50 円、消費税込)となります。高速道路を使用する場合は、実費精算になります。

10. 教材費・資料費・収集および印刷費等

事業所様のご依頼に基づき、コンサルタント業務遂行上、必要な教材費等は別途申し受けします。

11. 支払い方法

支払い方法は当事者間で協議とします。

原則、支払い期日などはご依頼者の支払い条件に準じます。

12. その他

事業所様のご依頼に基づく、産業医業務、作業環境測定、ご相談、その他上記に記載の無い業務等については、当事者間で適宜協議とします。

なお、厚生労働省委託事業等で、別途、行政官庁から労働安全衛生コンサルタントの報酬が定められている場合は、都度、説明させていただきます。

また、事業所様のご都合あるいはコンサルタントの都合等によりやむを得ず、契約の変更・解除等が発生した場合は、当事者間で協議とします。

ご安全に！

ご不明な点がございましたら、大阪支部の労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントまたは大阪支部事務局までお問い合わせください。

大阪支部事務局 〒560-0021 大阪府豊中市本町 3-5-46-101 城徳歯科医院内

TEL : 06-6844-5000

Mail : joo@kki.biglobe.ne.jp

大阪支部ホームページ

<https://jashcon-osaka.com/>